

平成27年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」などを基にした町職員の給与等の状況をお知らせします。

6. 職員手当の状況

時間外勤務手当	正規の時間を超過して勤務したときに支給される手当です。平成26年度総支給額（選挙手当を除く）69,046千円 職員1人当り690千円（年額）				特殊勤務手当	危険・困難・不快・不健康な業務に従事する職員に対して支給される手当です。手当の種類：8種類、代表的な手当：徴税職員等手当				
期末勤 hands 当	区分	6月期	12月期	合計	扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族それぞれ6,500円（ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円）、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳に達した年度末までの子供につき月額5,000円を加算（月額）				
	期末手当	1.225月分	1.325月分	2.55月分		住居手当	借家・間借 月額9,500円を超える家賃を払っている職員に対し、月額100円～27,000円			
	勤 hands 当	0.75月分	0.75月分	1.50月分			通勤手当	2～4km未満2,700円、4～6km未満4,000円 6～8km未満5,400円、8～10km未満6,700円 80km以上 58,000円（いずれも月額）		
退職手当	制度上の段階、職務の級による加算措置あり。平均支給月数は平成27年12月1日現在です。									
	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度					
	自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分					
	定年・勲奨	25.556月分	34.582月分	49.59月分	49.59月分					

7. 特別職等の報酬など

給料（報酬）月額		期末手当	
町長	761,000円	議長	338,000円
副町長	608,000円	副議長	254,000円
教育長	570,000円	議員	228,000円
		6月期	1.40月分
		12月期	1.55月分
		合計	2.95月分

※期末手当の月数は平成27年4月1日現在です。

8. 部門別職員数の状況（地方公共団体定員管理調査に基づく人数で全職員数です）※特別職は含まない。

部門	一般行政部門									特別行政	公営企業等	合計
	議会	総務	企画商工	税務	民生	衛生	農林	土木	合計	教育	水道・下水道その他	
平成26年度	2	20	10	9	12	9	7	8	77	21	14	112
平成27年度	2	20	16	9	13	10	9	7	86	19	11	116
増減	0	0	6	0	1	1	2	△1	9	△2	△3	4

※増減の主な理由は、組織機構の見直しによるものです。

※条例上の定数は121人です。

1. 人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

住民基本台帳人口H27.3.31	歳出総額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
9,729人	10,564,990千円	477,142千円	1,045,372千円	9.89%

※普通会計とは、水道事業会計など公営企業会計等を除く一般会計を主とする会計をいいます。

※人件費には、一般職の給与の外、特別職（町長等、議会議員、非常勤の特別職）及び嘱託員に支給される報酬等を含みます。

2. 職員給与費の状況（平成26年度普通会計決算）

職員数（A）	給与費				1人当りの給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤 hands 当	計（B）	
105人	337,261千円	93,232千円	124,957千円	555,450千円	5,290千円

※職員手当に退職手当は含みません。

3. 職員の平均給料及び平均年齢

区分	国見町		福島県	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,900円	39.6歳	336,500円	42.9歳

※一般行政職とは、資格職等を除く職員をいいます。

4. 職員の初任給及び経験年数別給料月額の状況

区分	初任給	経験年数	
		10年	20年
一般行政職	大学卒	186,000円	263,900円
	高校卒	150,800円	221,900円
		366,100円	311,600円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴などがある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

5. 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務	主事	主事	主査	主任主査	課長・主幹	総務課長・参事	
職員数（人）	9	15	13	31	12	3	83
構成比（%）	10.8	18.1	15.7	37.3	14.5	3.6	100.0

農業委員会の動き

12月18日に定例総会が開催され、次のとおり確認されました。

- 農地所有権移転 2件
- 農地使用貸借 1件
- 農地転用 2件
- 農地合意解約 4件
- 農用地利用集積計画の決定
- 農用地利用配分計画（案）について
- 平成28年度国見町農業政策に関する建議について

1月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- 日時 1月20日（木）午後1時30分から
- 場所 国見町役場 大会議室
- 問い合わせ 農業委員会事務局 ☎ 585-2890

農業政策に関する建議

国見町農業委員会（朽木勝之会長）は12月18日、「平成28年度農業政策に関する建議」を太田久雄町長へ提出しました。

国見町の基幹産業である農業が、有望で今後も恒久的に持続可能な職業の一つになるよう農業委員会が取りまとめた意見を建議したものです。

【建議の内容】

- ◆農産物の風評被害対策について◆里まち文化ステーションについて◆農業後継者、担い手支援について◆農村の振興と活性化について◆鳥獣被害防止対策について◆遊休農地解消対策について◆農業委員会体制並びに機能強化について



住民基本台帳の閲覧状況についてお知らせします

住民基本台帳の閲覧については、個人情報保護に対する意識が高まり、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成18年11月1日から施行され、公用及び公益性が高いと認められる場合に限定されています。

また、住民基本台帳法の規定に基づき年に一度、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。（住民基本台帳法第11条第3項、同法第11条の2第12項、住民基本台帳法の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条）平成27年1月1日から平成27年12月31日までの閲覧状況は次のとおりです。

◆住民基本台帳の閲覧状況

閲覧年月日	閲覧した団体などの名称（敬称略）	請求理由	閲覧した範囲
6月17日	内閣府大臣官房政府広報室長	インターネット上の安全・安心に関する世論調査に関する照会対象者の抽出	大字藤田地区
10月21日	自衛隊福島地方協力本部長	自衛官募集に伴う広報適齢者の抽出	全地区

◆住民基本台帳の一部写しを閲覧することができる場合は、次のとおりです。

- 国や地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合
- 統計調査・世論調査、学術研究など調査研究で公益性の高いと認められるもの
- 公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上となる活動で公益性が高いと認められるものの実施
- 訴訟の提起などに使用する場合

※営利目的の場合は、閲覧できません。

◆問い合わせ 住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115